⑯不法行為

- 不法行為の特徴
- 使用者責任

不法行為とは？

〇故意または過失によって他人の身体や財産などを侵害し、損害を与える行為をいう

～被害者は加害者に損害賠償請求できる
（正当防衛のケースは不法行為責任を負わない）

〇被害者救済のための3つの規定

①履行遅滞の時期

Ex.交通事故～事故の時点から、加害者は履行遅滞の責任を負う⇒損害額＋遅延利息

②相殺

・加害者側から不法行為による損害賠償請求権を受働債権として相殺することはできない

・逆は可能　つまり被害者側から損害賠償請求権を自働債権として相殺することは可能

・被害者側にも過失があったときは、裁判所が過失相殺の額を定めることができる

〇被害者救済のための3つの規定

③消滅する期間

不法行為による損害賠償請求権は、被害者等が損害と加害者の両方を知った時から3年で消滅する

Ex.ひき逃げの被害者

損害のすべてが判明している場合、犯人発見した時点から3年以内に損害賠償請求をする必要がある

事故発生から20年を経過しても犯人が見つからないときは、損害賠償請求できなくなる

使用者責任とは？

〇会社の業務中に車で人をはねた

～被害者は①その従業員、②使用者の会社、の双方に損害賠償請求ができる　⇒　使用者責任

～使用者である会社が被害者に損害賠償した

↓

使用者は従業者（被用者）に求償可

（信義則上相当と認められる額まで）

工作物責任とは？

〇工作物の占有者や所有者が損害賠償の対象になること

Ex.家屋のブロック塀が倒れてきて通行人がけがをした

（たまたまこの家屋には借家人が住んでいた）

～①まず占有者（この場合借家人）が責任を負う

↓

占有者が必要な注意をしており、責任を免れたとき

②所有者が責任を負う（無過失責任）

共同不法行為とは？

宅建資格試験を受験されるあなたは、
必ず「短期宅建合格マニュアル」を入手してください。

マニュアルはこちらのホームページから無料でダウンロードできます
http://akazawa-kantei.com/
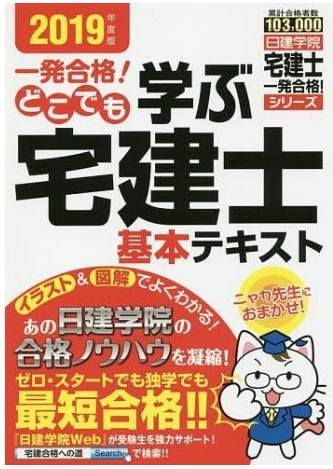
なお、本編のパワーポイントの資料は、
日建学院の「一発合格！どこでも学ぶ宅建基本テキスト2019年版」を
参照して作成しています。